受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
5 第 11 年 号	5. 3. 1	河川法違反に対する河川管理者の職務に関する陳情 1 趣旨・理由等の要約 茨城県河川行政の不適切な遂行に関わる諸問題で、時系列的にまとめると次の通りである。 ① 業者による河川区域内での違法事案を県(河川管理者)は長期間放置している。 ② 県もまた、河川区域内で違法工事を施工し、併せて国庫補助金を不正受給してきた。 ③ これらの違法行為を県に指摘し改善を要請してきたものの、適切な対応をしない。 ④ 異常行政の真の原因は、河川区域指定の事実が職務知識から抜け落ちていたことだった。 2 ① 業者による河川法違反内容 常陸大宮市西野内羽原地区は河川区域に指定されている。久慈川の左岸に位置し、指定日は昭和49年3月30日である。その一部約68,000㎡(Google Mapによる計測)を業者が工場用地としている。そして工場用地全体が岩石・砕石等で6~2m埋め立てられ、その上は建築物・機械設備で覆われている。更に、区域内の国有地も全てが岩石・砕石等で埋めつくされ誰も立ち入りができない。この結果、かつては増水時には全てが水没することで遊水地機能を発揮した区域全体が巨大な堤防の役割を果たすことになり、対岸の舟生地区の堤防の内側にまで洪水が流入する結果となった。 2 ② 県の違法工事施工および国庫補助金の不正受給 羽原河川区域の護岸工事は昭和60年代初頭から令和2年まで県単事業及び国庫補助事業(災害復旧工事)として継続的に実施されてきた。治水対策のための河川区域を台無しにするなどは、行政のすることではない。開示された行政文書は「河川現況台帳調書」という書類で、内容には事業費の項目はなく補助金額も不明であるが国補事業として施工と記載されている。なお国補事業の資料は廃棄したという説明を受けた。	久慈川の洪水から舟生地区 を守る会 代表 木村 均	土木企業立地推進

受理番号 受理年月日	件名及び要旨	提出者	送 付 委員会名
	2③ 県への要望に対する不作為 地元住民は、令和元年 10 月 12 日の台風 19 号被害を見て、あの遊水地機能を ここまで消滅させるのは適正な河川行政では有り得ないと感じた。そこで、11 月 11 日常陸大宮土木事務所に文書による質問書を提出した。河川区域である証拠を確認していなかったが、業者に河川占用許可を出した理由は何かというもの だった。回答は、河川区域だが占用許可は出していない、それは申請がなかった からだ、という奇妙な問答から県の河川行政の適正化への要請が始まった。 令和 3 年 3 月 25 日の定例記者会見で、大井川知事から「行政代執行を視野に」 撤去させる旨の発言があり正常な行政が始まるかと思ったものの、その後の監督処分ではおざなりの撤去命令で終わり、何故か河川部署は 50 年間続いた行政 手法を踏襲するだけであった。		
	2④ 異常な河川行政の真の原因 羽原地区の河川区域への指定は、昭和49年3月30日付の県報で告示された。その際に、旧山方町の行政掲示板で「河川区域指定区間」を掲示することで住民への周知を図ったというのが県の主張である。しかしこれだけで行政目的が理解されると判断したのは極めて安易であった。以上の周知方法では地権者にとり不可欠な情報である河川区域の規制内容は知りうるものではない。県報を定期購読しなければ必要な情報を得ることはできず、そんな住民などいるはずがない。また河川管理者の職務である嘱託登記も実施していない。その結果、どういう事態が生じたかを記述する。 河川区域内の地権者は河川区域指定の事実を知らないでしまった。そして周辺の住民も知らなかったため、業者と県による工事を見ても違法性があるとは思わず時が経過してしまい被害が拡大してしまった。そして不適切な周知方法の最大の後遺症は何かといえば、担当職員への周知が不徹底だったため、その後の河川行政で河川区域指定自体を無視した河川行政が続いたことである。これほどの深刻な推察を軽々しく言及できるものではないので、その証拠の一部を提示する。 行政文書開示請求により確認した証拠である。令和元年12月、羽原地区とは		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提出者	送 付 委員会名
		こと」と文書に記載されている。河川区域内で操業しようとする申請業者にこの注意書きは滑稽であるが、河川区域指定を知っていればこんな幼稚な事務処理はできない。これは文書による証拠であるが、盛大に違法狀態が展開している羽原地区でも河川区域指定の事実が認識されていなかったのは確実である。その根拠を示す。まず、国庫補助金を受給して河川区域内で違法工事を続けてきたことが何よりの根拠である。これほどの違法行為を堂々と長期間に亘り実施できる組織・職員はありえないからである。次に、2③で記述した土木事務所の回答は奇妙なものであった。河川整備課長はようやく理解したように「やはり、河川区域3号地」と言い、次いで「申請がなかったので許可を出していない」であった。これらの言い回しから河川区域指定の事実を知らなかったことは確実である。 余りにも単純だが恐ろしく重大なことである。しかし、どんな組織であっても、職務知識の欠落をもって職務怠慢の免罪符にすることはないと考えている。		
		3 河川行政の不適切な業務執行によって受けている不利益 ① 羽原地区の遊水地機能が消滅したため、洪水時には対岸の舟生地区に被害が及ぶようになった。 [補足]:羽原地区の対岸に堤防を新設・嵩上を施工している。しかし、遊水地機能があれば無用だったと地元民は思っている。予算無しで実施できた治水対策が水泡に帰したようなものである。 ② 工場内の国有地が業者に占拠されていて地権者が所有地に立ち入りができない。 [補足]:国有地は道路状に配置されていて、総延長は約1,500m(Google Mapによる計測)となる。ここを使って地権者が所有地に立ち入る構成である。しかし採取した岩石、工場で加工した砕石類で埋められ建物・設備で覆われてしまっている。県に状況を指摘したが、ひたすら黙認し放置している。 ③ 何の規制対象からも外れ騒音・塵埃・美観の観点から劣悪な環境となっている。 [補足]:工場の形態について説明する。河川区域内のこの工場を業者は第一工場と称しているものの県は採石法の岩石採取計画認可対象から外しており、何の規制もかかっていない全くの無法地帯となっている。従って、定期的な認可手		

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	送 付委員会名
受理番号	受理年月日	作 名 及 び 要 旨 続・監督・指導も受けずに工場内がどんな状態であっても問題視されず、他の工業団地内の工場と比較すると一目瞭然に劣悪な状態を理解できる。 4 最後に 以上のように、茨城県 (河川管理者) が法令違反状態を過去 50 年近く黙認してきたことを指摘し、その適正な対策を要請してきた。しかしながら、唯一の成果と言えるのは、令和3年の記者会見における知事の発言だけである。これほど異常な行政の不祥事が温存されるのは県民として信じられない思いである。羽原地区は治水対策として河川区域に指定された。ところが河川法違反の無法地帯となってしまった。業者と公共団体の違法行為によって。担当部署の職員はひたすら身を潜めるだけである。しかし一部の職員は自分たちでは何も出来ないので外部からの力で改革を進めてほしいと願っている。担当部署自身では何も出来ない理由はここまでで示した。従って、関係する機関、職権ある者が適正な措置を講じることが不可欠ではないか。また県の内部統制の観点からも、違法工事や補助金搾取を実施してしまう原因となった職務知識の欠如は検証すべきことと考える。 私どもとしては、担当部署と直接の交渉では進展がないため茨城県議会の権能に頼るしか方途はなく、県議会のホームページに記載されている次の文言を信じて陳情するものである。「県議会は、執行機関の仕事が適正なものか、決められたとおりに進められているかどうかについて、検査・調査する権限を持ち、事務事業の内容について確認しています。」	提 出 者	
		よって、下記事項を陳情する。 記		
		1 羽原河川区域における業者による河川法違反に対する適正な法的措置を実施すること 2 河川部署の不適切な職務遂行内容の是正を実施すること		